

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
八潮市土地開発公社が借入れる事業資金の債務保証	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	借入金130,799千円以内の償還期限を経過してもなお弁済されない元金及び利息（遅延損害金を含む。）
八潮市土地開発公社が先行取得した公共用地等の買取り	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	八潮市土地開発公社に取得依頼した土地を八潮市が買取るために必要な額
高齢者居室等整備資金融資利子補給金	令和 4 年度から 令和 14 年度まで	支払利息の全額
子育て応援サイト等使用料	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	5,844千円
八潮市公害防止設備資金融資に対する利子補給	令和 4 年度から 令和 14 年度まで	支払利息の34%
八潮市身寄りのない20歳未満の者の就労に係る身元保証補償金	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	1 契約につき300千円以内
八潮市小口資金融資に対する利子補給	令和 4 年度から 令和 17 年度まで	支払利息の50%以内
八潮市小口資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の12%及び利子
八潮市商工業近代化資金融資に対する利子補給	令和 4 年度から 令和 17 年度まで	支払利息の50%以内
八潮市商工業近代化資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の12%及び利子
八潮市不況対策資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の12%及び利子
工場移転資金融資に対する利子補給	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	支払利息の50%以内

事 項	期 間	限 度 額
新規創業資金融資に対する利子補給	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	支払利息の全額
八潮市農業近代化資金融資に対する利子補給	契約締結の日から 解約の日まで	借入利率の 1 %
機械器具費	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	7, 7 0 0 千円
(仮称) 外環八潮スマート I C 等 都市計画図書作成等業務委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	8, 9 5 6 千円
中川河川敷周辺公園等施設整備計 画策定業務委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2 3, 4 3 9 千円
八潮市付け保留地購入資金利子補給	令和 4 年度から 令和 1 5 年度まで	1 件につき支払利息の 5 0 % 又は 5 0 千円のいずれか低い額
ポスター掲示場設置撤去委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2, 4 4 2 千円
電算処理委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	4, 9 7 5 千円
期日前投票所選挙事務委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1, 5 9 3 千円
期日前投票所案内業務委託料	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2 4 6 千円

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新庁舎整備事業	千円 2, 2 5 4, 4 0 0	普通貸借 又は 証券発行	5. 0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
道路整備事業	4 2, 6 0 0			
南部西地区近隣公園整備事業	1 4 4, 1 0 0			
大瀬運動公園駐車場整備事業	2 4, 8 0 0			
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理 事業調整池築造事業負担金	4 1, 8 0 0			
大瀬古新田土地区画整理事業	7 8, 7 0 0			
西袋上馬場土地区画整理事業	1 0 3, 8 0 0			
南部東一体型特定土地区画整理 事業	1 0 8, 0 0 0			
南部西一体型特定土地区画整理 事業	8 1, 7 0 0			
木曾根北線・南線道路築造事業	2 0, 1 0 0			
県施行街路事業負担金	6 5, 3 0 0			
水路整備事業	1 7, 8 0 0			
排水施設更新事業	1 9 7, 1 0 0			
古新田ポンプ場増築事業	3 3 9, 2 0 0			
新設小学校建設事業	7 2, 3 0 0			
新設小学校用地取得事業	1, 2 5 3, 9 0 0			
小学校体育館空調設備設置事業	3 8, 3 0 0			
小学校校舎等改修事業	1 0, 6 0 0			
八條小学校大規模改修事業	1 6 7, 7 0 0			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校体育館空調設備設置事業	千円 94,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
中学校校舎等改修事業	12,400			
臨時財政対策債	300,000			